JIS Z 9096 – 床面に設置する蓄光式の安全標識及び誘導ライン-

規格の概要　平成 24 年 12 月 20 日制定

規格番号	JIS Z 9096
規格	床面に設置する蓄光式の安全標識及び誘導ライン
英文名称	Safety sign and guidance line of phosphorescent type on floor
概要	この規格は、建物からの避難を容易にするために屋内の床面、階段（踊り場、蹴込み、踏み面など）、階段の壁面及び建物につながる屋外の床面、階段（踊り場、蹴込み、踏み面など）、階段の壁面などに設置する蓄光式の安全標識及び誘導ラインについて標準化を行い、生産及び使用の合理化、品質の向上を図るために制定するものである。主な規定項目は、次のとおりである。 1、適用範囲、2、引用規格、3、用語及び定義、4、分類、5、性能、6、試験方法、7、製品の呼び方、8、表示、9、試験報告書及び取扱説明書、10、保守・点検

　蓄光に求められる性能は、新たに制定された JIS Z 9096（床面に設置する蓄光式の安全標識及び誘導ライン）に全ての設置部位及び素材を網羅する形で評価項目や試験方法と共に規定されています。 この規格は先に制定された JIS Z 9095:2011（安全標識-避難誘導システム（SWGS）-蓄光式の関連規格です。

JIS Z 9096 は、災害時の避難誘導という国民の生命、財産を守る目的で策定されたという経緯から、過去の不具合事故やその原因などを徹底的に調査、分析した上で検討されており、耐久性能に関わる部分に重きが置かれています。

要求性能は次の 16 項目です。

1.	りん光材料の昼間の色	9.	りん光材料のりん光輝度
2.	耐久性	10.	粘着力
3.	耐衝撃性	11.	耐摩耗性
4.	耐水性	12.	耐薬品性
5.	耐熱性	13.	曲げ強度
6.	耐湿性	14.	すべり抵抗
7.	耐ふき取り性	15.	凍結融解性
8.	表面印刷の付着性	16.	耐汚染性

JIS Z 9096:2013 制定の経緯

　JIS Z 9096 の制定は東京駅の地下ホーム・通路等で起きた蓄光式明示物（東京条例）の不具合事故がきっかけでした。 不具合を起こした明示物は JIS Z 9107:2008（安全標識）の適合品であったにもかかわらず、床に設置後短期間でほとんど全ての設置箇所で変色・劣化し、発光能力が消失したのです。

　その後まもなく、事態を重く見た経産省が本件に関する原因究明及び再発防止対策策定のため委員会を立ち上げ、【非常時に必ず機能する蓄光標識】の確立と共に特に蓄光標識の耐久性を厳格に指し示す規格を目指し、約 3 年間の検討を経て、2012 年 12 月、JIS Z 9096 が制定されました。

ただし、JIS Z 9107 は屋内の壁用途の安全標識向けの規格として現在も併行運用され JIS 規格としては現存していることから、知らずに JIS Z 9107 を屋外や床向けの蓄光標識の評価基準として適用しているケースが多々あるので留意頂かなければなりません。

特に、災害時の避難退避経路等に設置する蓄光標識は、一昼夜に渡って必ず避難経路を指し示せる輝度の保持のみならず長期間に渡る耐久性を有しているかを必ず確認すること(JIS Z 9096 評価基準適合製品)が求められることは言うまでもありません。

蓄光製品の採用をご検討頂いている方々には「設置したにもかかわらず、必要とされる時には機能しない」などという過失を犯さないためにも納入業者に公的試験機関による試験報告書や試験成績書等の提出を求め確認して頂くことをお勧めいたします。